

教育委員会定例会事項書

令和8年3月10日(火)
9:30～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 富 樫 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 請 願

請願の処理について 公開

4 議 題

議案第 63号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案 公開

議案第 64号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案 公開

5 報 告 題

報告 1 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の字句訂正について 公開

報告 2 令和9年度三重県公立学校教員採用選考試験について 非公開

6 閉 会 宣 言

前回定例会の審議結果

1 日時

令和8年2月24日(火)

開会 9時30分

閉会 10時05分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 福永教育長、大森委員、安田委員

議事録署名者 安田委員

4 採択議案の件名

議案第57号 三重県指定文化財の指定について

議案第58号 三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の指定について

議案第59号 工事請負契約の変更について

議案第60号 工事請負契約の変更について

議案第61号 工事請負契約の変更について

議案第62号 令和7年度三重県一般会計補正予算(第11号)(教育委員会関係)について

5 請願陳情の付議の結果

請願8 学校安全衛生委員会に関する請願について

請願8については一部採択とする。

6 諸般の報告

報告1 県立南伊勢高等学校南勢校舎閉校舎における学校運営協議会の廃止について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

請願 9

三重県立高等学校の部活動への卒業生等の参加に関する請願書について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和8年3月10日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸



請願文書表

教育委員会

| 受付番号 | 受付年月日 | 件名及び要旨 | 請願者 | 教育長の意見 |
|------|-----------|---|---|---|
| 請9 | 令和8年1月13日 | <p>(件名) 三重県立高等学校の部活動への卒業生等の参加に関する請願書</p> <p>(要旨) 三重県立高等学校の部活動において、年始の「初蹴り」等と称し、教育対象外である卒業生等を現役生徒の活動に混在させたり、高等学校入学予定の中学生を入学前の3月時点で活動に参加させた慣習が散見されます。この運用は、学校管理下の安全配慮義務を逸脱し、設置者である県に賠償責任リスクを負わせるものであることから、速やかかな是正を求めます。</p> | <p>みえ教育ネットワーク 教職員ユニオン 委員長 鍋矢 善史 三重県津市寿町7-50</p> | <p>本請願は、不採択といたしたい。</p> <p>各学校では、管理者の責任として生徒はもちろんのこと、学校施設を使用される方々が安心かつ安全に活動できるよう日頃から施設の点検や修繕を行っています。</p> <p>また、卒業生を部活動に参加させる際は、校長の事前承認のもと、顧問による参加者の確認、適切な活動内容の決定、緊急時の対応マニュアルの確認、注意義務の徹底等を行うことで、県が賠償責任を負うようなリスクについては回避しています。</p> <p>なお、中学生については、県立学校長に「県立高等学校入学予定者の運動部活動への参加について」という通知を發出し、高校入学予定者の部活動参加については、当該中学校の教育計画に位置付けるとともに、中学校長の承認を得て、中学校の顧問の引率をさせるなど、適切に対応するよう周知しています。</p> |

三重県教育委員会
教育長 福永 和伸 様

2026年1月9日
請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン
委員長 鍋矢 善史
住所 三重県津市寿町7-50(みえ労連内)
電話 (059)223-2615(みえ労連)

三重県立高等学校の部活動への卒業生等の参加に関する請願書

1 請願の要旨

三重県立高等学校の部活動において、年始の「初蹴り」等と称し、教育対象外である卒業生等を現役生徒の活動に混在させたり、高等学校入学予定の中学生を入学前の3月時点で活動に参加させたりする慣習が散見されます。この運用は、学校管理下の安全配慮義務を逸脱し、設置者である県に賠償責任リスクを負わせるものであることから、速やかな是正を求めます。

2 請願の理由

本請願の理由は下記の通りです。なお、本請願は「初蹴り等で卒業生が現役生の試合を見たり、炊き出しと一緒に食べたりしながら交流する」という、卒業生等の練習・試合以外への参加までも否定的にとらえるものではありません。

(1)「保険給付」をもって「賠償責任」は逃れられないこと

卒業生等が個人でスポーツ保険等に加入していたとしても、それは被保険者本人の治療費等を補填するものに過ぎず、重大事故発生時において、学校設置者である県の賠償責任を免じるものではありません。重大事故が発生した際、学校の監督責任や安全配慮義務が問われれば、保険の有無に関わらず、県は国家賠償法にもとづく巨額の賠償責任を負うこととなります。保険加入を免罪符に卒業生等を参加させる運用は、法的なリスク管理として極めて不適切です。

(2)設置者である県の財政的リスク

卒業生等は高等学校の「生徒」ではないため、三重県立高等学校の活動としての正当な保護対象外です。保護対象外である卒業生等の参加を認めた結果、事故が発生し、公金から多額の賠償金が支払われるという本来想定されていない事態が起きないよう、予め対応しておくことが重要です。

(3)安全配慮義務の範囲の不当な拡大

体格や身体能力、競技能力、継続的練習期間等が異なる「一般成人(卒業生)・中学生(高等学校入学予定生)」と「高校生」を接触させる活動は、予見可能な事故リスクを増大させる行為です。たとえ、仲間と楽しく試合をすることに主眼が置かれた交流試合であったとしても、卒業生等が久しぶりに体を動かすからこそ、体が鈍っていたり、無理のある危険な動きをしてしまったりすることも考えられます。部外者に対する管理権限が不明確なまま活動を継続させることは、組織的な管理体制の不備と言わざるを得ません。

請願10

次期「三重県部活動ガイドライン」に関する請願書について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和8年3月10日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

請願文書表

教育委員会

| 受付番号 | 受付年月日 | 件名及び要旨 | 請願者 | 教育長の意見 |
|------|-----------|---|---|---|
| 請10 | 令和8年1月13日 | <p>(件名) 次期「三重県部活動ガイドライン」に関する請願書</p> <p>(要旨) 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関するガイドライン」(2025年12月/以下「国の部活動ガイドライン」という。)および「生徒指導提要」(2022年12月)を踏まえて、下記項目を次期「三重県部活動ガイドライン」に盛り込むことを求めます。</p> <p>(1)国の部活動ガイドラインの「IV 学校部活動の在り方」のうち枠で囲われた箇所 (2)「生徒指導提要」(pp.103-106)「懲戒と体罰、不適切な指導」</p> | <p>みえ教育ネットワーク 教職員ユニオン 委員長 鍋矢 善史 三重県津市寿町7-50</p> | <p>本請願は、一部採択としたい。「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」の改訂にあたっては、国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(以下、「国のガイドライン」という。)や「生徒指導提要」等をふまえて検討することとしているため、請願の趣旨と同じ考えで取り組んでいきます。</p> <p>一方、改訂にあたっては、本県の実情を反映するため、協議会で部活動のあり方について審議するとともに、パブリックコメント制度に基づき、広く県民等から意見を募ることとしており、現時点においてどの程度反映できるかは、判断できないため、本請願は一部採択としたい。</p> |

2026年1月9日

三重県教育委員会
教育長 福永 和伸 様

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン
委員長 鍋矢 善史

住所 三重県津市寿町7-50(みえ労連内)

電話 (059)223-2615(みえ労連)

次期「三重県部活動ガイドライン」に関する請願書

1 請願の要旨

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(2025年12月/以下「国の部活動ガイドライン」という。)および「生徒指導提要」(2022年12月)を踏まえて、下記項目を次期「三重県部活動ガイドライン」に盛り込むことを求めます。

(1)国の部活動ガイドラインの「IV 学校部活動の在り方」のうち枠で囲われた箇所

(2)「生徒指導提要」(pp.103-106「懲戒と体罰、不適切な指導」)

2 請願の理由

部活動を取り巻く環境が大きく変わってきました。三重県内においては、2025年12月3日付け中日新聞朝刊(13面三重総合)にて、三重県内29市町教育委員会のうち、28市町教育委員会が教員の部活動顧問は「任意」であると回答した旨が報じられたことが記憶に新しいと思います。教員に対し、適法に部活動顧問業務を担うよう、職務命令することできる状況はまず存在しません。当組合といたしましては、教員の部活動顧問を「任意」であると認めるよう、貴教育委員会を含めた県内教育委員会に対し、引き続き働きかけを行っていく次第です。

さて、全国的な動きとしては、2025年12月に国の部活動ガイドラインが策定されました。この中の「IV 学校部活動の在り方」は中学のみならず、高校も対象としており、これまであまり進展のなかった高校部活動の改革にも有効なはずで、その中では「部活動指導は教師以外が積極的に参画すべき業務であること」「部活動開始・終了時間の繰り上げ等活動時間を教師の勤務時間内で適切に設定すること」「活動方針等をホームページ等で公表すること」「随時、活動時間・休養日の遵守状況等を確認し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底すること」「週2日以上休養日の設定をし、1日あたりの活動時間を長くとも平日は2時間程度、休日は3時間程度、週当たり11時間程度とすること」等が記されています。これら制度設計なき状態で部活動が運営されてきたことや、過熱化してしまった部活動の在り方を反省して記載されたと考えられ、次期「三重県部活動ガイドライン」にもぜひ盛り込むべき内容であると考えます。

今から半世紀以上も前の国会で「生徒の身体的な条件から心身の発達段階が平均並みの生徒として常時クラブ活動のため五時以降まで拘束されるとすれば教科の習得に著しく支障を来す。また労働基準法には十五歳未満の児童の労働を原則的に禁じておる趣旨によっても閉校時以降の勤務、終了時以降のクラブ活動は妥当でない。」(文教委員会会議録第4号(1970年12月17日、参議院))と言及されています。中学生であれ、高校生であれ、半世紀以上も前に「学業に著しい支障を来す」と言われたほどの活動を維持

してきたことは、生徒の教育という観点からも、また教員の職務への向き合い方という観点からも不適切なものであり、部員である生徒や顧問である教員の「一生懸命さ」によって正当化させてはならないと考えます。

また、国のガイドラインは「性別や障害の有無、活動の得手不得手等を問わず、生徒のニーズを踏まえた活動環境を整備することが重要」と指摘し、競技指向の部ではなく、レクリエーションに重点をおいた部等の推進という、部活動の質的転換についても言及しています。「運動やコミュニケーションをとるのは苦手だけど、適度な活動で友達を作って、一緒に楽しみたい」のような思いをもつ生徒も一定数はいることと思います。これは競技指向の部ではなし得ないことであり、「スポーツや文化、科学等に親しませ」程度の活動という、学習指導要領が想定する、本来の部活動の在り方に近づくという点でも意義があると考えます。現在、生徒数の減少や教員不足により、部活動の運営が厳しくなっています。これを機に、既存の設置部活動を統合させて、どんな生徒でも楽しく適度に活動できる、いわゆる「ゆるい部」を新設することに意義があるのではないのでしょうか。そのような部であれば、生徒がスポーツや文化活動等に触れつつ、複数の教員が輪番で担当するといった運用もできるはずです。

「生徒指導提要」に掲載された部活動における不適切な指導の例等を含めて、本請願書で述べた内容を次期「三重県部活動ガイドライン」に盛り込むことで、生徒たちが心身ともに健康に部活動に取り組める環境を整え、また教職員の負担が過剰とならないようにしていただきたく思います。

請願 1 1

教員の勤務時間に関する請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 1 0 日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

請願文書表

教育委員会

| 受付番号 | 受付年月日 | 件名及び要旨 | 請願者 | 教育長の意見 |
|------|-----------|---|--|---|
| 請 11 | 令和7年1月13日 | <p>(件名) 教員の勤務時間に関する請願書</p> <p>(要旨) 三重県内公立学校教員の「勤務時間の割振り調整」が柔軟に行えるようにしていただきたい。</p> | <p>みえ教育ネットワーク教職員ユニオン 委員長 鍋矢 善史 三重県津市寿町7-50</p> | <p>本請願は不採択といたしたい。</p> <p>勤務時間の割振りの調整は、時間外勤務の縮減に向けた取組を推進することを基本としつつ、校長が業務の必要性をふまえ、計画的に行うべきものです。</p> <p>「4週間単位の変形労働時間制」についても、その趣旨をふまえ、適可能な「対象業務」は、業務の繁閑が事前に予測できる業務に限定され、「調整時間」についても、教育職員の健康確保の観点から、1日の勤務時間を長時間化させないよう、上限を設けるなど、計画的な労働管理を前提としています。</p> <p>したがって、「勤務時間の割振り」は、このように、校長による計画的な労働管理の範囲内で行われるものであり、「児童生徒の指導」等、事前に予測できない業務を対象とすることや、事後的に勤務時間の割振りを変更すべき長時間労働を常態化させてしまうおそれがあります。</p> <p>今後とも、各学校において適切な勤務時間管理が図られるよう、校長に対し、「週休日の振替」や「勤務時間の割振りの変更(ズレ勤務、4週間単位の変形労働時間制等)」といった現行制度の適切な運用について指導・助言を徹底してまいります。</p> |

2026年1月9日

三重県教育委員会
教育長 福永 和伸 様

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン
委員長 鍋矢 善史
住所 三重県津市寿町7-50(みえ労連内)
電話 (059)223-2615(みえ労連)

教員の勤務時間に関する請願書

1 請願の要旨

三重県内公立学校教員の「勤務時間の割振り調整」の対象業務・調整可能時間が現状の教員の勤務の実態に即していません。このことにより、教員は学校運営上必要不可欠な事柄を所定勤務時間外に行ったとしても「自発的勤務」を行ったという不利益な取り扱いを受け、一方で県は不正な公金支出を行ったとみなされたり、学校設置者が賠償を負ったりするというリスクがあるといえます。労使双方にとって良い状況になるように、三重県内公立学校教員の「勤務時間の割振り調整」が柔軟に行えるようにしていただきたく思います。

2 請願の理由

『公立学校教職員 人事含む関係法規集—令和7年改訂版—』(いわゆる『小豆本』)によると、現在、三重県内公立学校教員は「4週間単位の変形労働時間制」を用いることで「勤務時間の割振り調整」(ある日の勤務時間を増することで、別の日の勤務時間を減するための調整)を、対象業務(本請願書最終頁参照)に限って行うことができるとされています。また、調整時間の限度は4時間とされています。このことにより、労使双方にとって問題が生じています。

(1)教員にとっての問題

学校運営上必要不可欠な事柄を規定勤務時間外に行ったとしても「自発的勤務」を行ったという不利益な取り扱いを受けてしまいます。他県の運用事例を聞くと、三重県のように4週間単位の変形労働時間制を用いなくても、「正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務を命じないものとする」という関連法令に則り、労使の合意のもと、事前または事後に正規の勤務時間の割振り方を柔軟に変更することで、所定勤務時間外に行う業務を正規の勤務時間に行ったものとしているところもあるようです。当該自治体では「児童生徒の指導」「進路指導に関する業務」「翌日以降に持ち越すことのできない授業資料の作成」「成績処理」等、学校運営上必要な幅広い事柄について勤務時間の割振り調整を柔軟に実施しているようで、このような運用を行えば、教員は「余分に働いた分は別のときに働かなくても良い」ということになります。教員が余分に働いた分のすべてを別の時間に全く働かなくてもよいようにすることまでは現実的でないため、当組合としても求めはしませんが、可能なときに勤務を要しないようにすることは認められるべきではないでしょうか。このことにより県に追加の財政負担が発生するわけではなく、「定額働かせ放題」と揶揄される教員の働き方を改善することに繋がるはずです。

(2) 県・学校設置者にとっての問題

「勤務時間の割振り調整」の対象業務・調整可能時間(最大4時間)は現状に合っていないため、たとえば次のような問題が生じています。

ア 修学旅行の勤務時間の調整が4時間で済まないことに起因する賠償リスク

修学旅行は現行の4時間の勤務時間延長では実施が困難です。仮に教員の勤務時間を8:30-17:00(休憩時間45分)とすると、これを4時間延長して8:30-21:15(休憩時間60分)としたとしても「実際には8時30分よりも早い時間に教員が勤務を開始して、児童生徒集合・出発としないと修学旅行が成り立たない」「勤務終了時間よりも児童生徒の就寝時間の方が後になる」という事態が発生します。

2025年3月25日の高松地裁判決を踏まえると詳細な職務命令(旅行計画)によって行われている修学旅行において、予定されている事柄にまで勤務時間を割り振らないという運用がされていれば、学校設置者が賠償責任を負うことになりかねないと考えます。このような運用は三重県内公立学校において、多くあるのではないかと推察します。実際、4時間よりも長い時間を勤務延長にしているにも関わらず、4時間しか勤務時間の割振り調整がされていないという声が当組合に寄せられています。これは「勤務時間の割振り調整」に関する規定がもたらしている問題であると考えます。

イ 休憩不付与に起因する賠償等のリスク

労働基準法第34条が定める休憩に関する規定は、公立学校教員にも適用されるものであり、いわゆる給特法が及ばないものです。現在、全国的に教員が休憩を適正に取れていないという実態がありますが、上述の裁判例が示すように、休憩の不付与は県の賠償責任や感謝料支払い責任を問われ得るものです。また、休憩が適正に取れていない状態の教員を規定勤務終了時刻まで職場に拘束したり、労務提供を義務づけたりしたとしたら、条例に基づく7時間45分を超えての勤務や拘束を義務づけていることになり、いわゆる給特法(正確には給特法に基づいて制定された条例)に反した運用がされていることを意味します。

もし、あらゆる事柄について、柔軟に勤務時間の割振り調整ができれば、労使での合意が必要にはなりますが、所定勤務時間内に休憩を付与できなかった場合において、勤務時間を延長することによって、延長時間帯に休憩時間を付与することができる場合も出てくるはずで、そうすることで、学校設置者が賠償責任等を負うリスクを軽減することにも繋がります。

ウ 所定勤務時間外におよぶ旅行命令に対応していないことによる「不正な公金支出」扱いのリスク

教員の出張には管理職による「旅行命令」が伴います。用務先に赴いて用務を済ませ、所属等に帰着することが旅行命令の内容といえます。この旅行命令を完遂させるために、教員が所定勤務時間外にも旅行を行うことが実態としてあります。管理職が教員に対して旅行命令だけしておいて、それに必要な勤務時間は割り振らないということは論理的にあり得ないことなので、所定時間外の旅行にも勤務時間を割り振り、その分別の日の勤務時間を減ずることが本来必要なはずで、しかし、現行の県の「勤務時間の割振り調整」はそのような運用には対応していません。旅行先・用務内容等の事情により、ズレ勤でも対応が難しい場合が想定されます。

現状ではまるで教員の「自発的勤務」のような取扱いのまま、教員が所定勤務時間外にも旅行を行って

いると思います。しかし、本当に所定勤務時間外の旅行を教員の「自発的勤務」と取り扱えば、「教員の〈私的行為〉に対し、〈公金(県費)〉から旅費が支出されている」ということになり、公金支出のあり方として問題が生じてしまいます。現在の県の「勤務時間の割振り調整」の規定に基づくと、このような問題には対処しきれません。

本請願書で紹介させていただいた、他県の教員勤務時間の運用事例のようにすることで、労使双方にとってのメリットが生じることが期待できます。心も体にも健康に過ごすことで、児童生徒により教育として還元できるよう、また県・学校設置者が負わなくても済む責任を負わなくてもよいよう、本請願の採択をお願いいたします。

【参考】

公立学校における4週間単位の変形労働時間制に関する実施要項(一部抜粋)

(2002年2月1日教教第1080号/最終改正:2025年3月31日教委第20-487号)

別表(第5条関係)

1 学校行事に関する業務

(1)次に掲げる学習指導要領に定める行事であって、全校若しくは学年又はそれらに準じる集団を単位として実施する活動に関する業務

- ア 儀式的行事 イ 文化的行事 ウ 健康安全・体育的行事
エ 旅行(遠足)・集団宿泊的行事 オ 勤労生産・奉仕的行事

2 重要な校務処理に関する業務

(1)学年単位または分掌上の部単位以上の教育職員が従事する業務

(2)教育計画に組まれている生徒指導に関する業務

(3)市町立の小中学校・義務教育学校若しくは県立学校又は県・市町教育委員会等の行政機関が主催する会議等であって、構成員に所属校の職員以外の者が含まれるものに出席する業務

3 重要な校務処理(特定処理)に関する業務

(1)舎監に充てられた教諭が、学校の寄宿舍において計画的に寮生の指導に従事する場合の業務

議案第63号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和8年3月10日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

児童福祉法等の一部を改正する法律及び地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、教育職員免許状に関する規則の申請書類を定める別表について、所要の改正を行う。

2 改正内容

- (1) 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い一般制度化された地域限定保育士について、教育職員免許法上の幼保特例の対象とする改正等が行われたことに伴い、規則上の申請書類について、法令と整合性を図るための整理を行う。
- (2) 地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が成立し、栄養士法が改正されたことにより、栄養士免許を有しない管理栄養士が生じることになった。これを受けて、教育職員免許法上においても栄養教諭普通免許状授与の基礎資格が整理されたことに伴い、規則上の申請書類について、法令と整合性を図るための整理を行う。

3 施行期日

公布の日

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の概要

法案の概要

保育人材の確保等に関する体制の整備及び虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、保育士・保育所支援センターの法定化、国家戦略特別区域における関係する特例の一般制度化を行うほか、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設、一時保護委託の登録制度の創設及び児童虐待を行った疑いのある保護者に対する一時保護中の児童との面会制限等に関する規定の整備を行う。

法案の概要

(1) 保育士・保育所支援センターの法定化【児童福祉法】

現在予算事業として行われている保育士・保育所支援センターによる保育士確保のための都道府県等の業務に関する規定を整備し、都道府県等が潜在保育士の復職支援等を行うための必要な体制の整備を行う。

(2) 保育の体制の整備に係る特例の一般制度化【児童福祉法、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法】

- ① 国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化し、登録した都道府県等においてのみ保育士として業務を行うことができ、登録後3年経過し一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことが可能な資格制度を創設する。
- ② 3～5歳児のみを対象とした小規模保育事業は国家戦略特別区域に限り認められているところ、これを全国展開する。

(3) 虐待対応の強化【児童福祉法、認定こども園法、学校教育法、児童虐待防止法、こども性暴力防止法】

- ① 保育所等（※）の職員による虐待に関する通報義務等を創設する。
 （※）もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等を行う以下の施設・事業を対象とする。
 保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館
- ② 児童福祉施設、里親等以外の者が一時保護委託を受ける場合の登録制度を創設する。また、当該登録を受けた者をこども性暴力防止法の学校設置者等として位置付ける。
- ③ 一時保護児童と保護者との面会等制限について、児童虐待が行われた場合に加え、児童虐待を行った疑いがあると認められる場合も、児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれが大きいと認めるときに、保護者の同意がなくても面会等制限を可能とする。併せて、面会等制限を児童への意見聴取等措置の実施対象に加える。

施行期日

- 令和7年10月1日（ただし、(2)は令和8年4月1日、(3)②は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日、(3)③は公布の日から起算して6月を超えない範囲において政令で定める日に施行する。）

地域限定保育士の一般制度化

施行日：令和7年10月1日

1 制度の現状・背景

- 地域における保育人材確保のため、平成27年度に、国家戦略特別区域法に基づく特例措置として、地域限定で保育士と同様に業務を行うことを可能とする、いわゆる「地域限定保育士制度」を創設。
- 上記の制度が創設された当時は、通常の保育士試験の実施回数は年間1回だったが、その後年間2回実施の取組みが広がり、平成29年度以降は全ての都道府県において年間2回試験を実施。
- 保育人材の確保は、全国的な課題であるが、その状況には地方公共団体に差がある。特に不足するおそれが大きい地域について、集中的に保育人材確保に取り組むことができるようになることが必要。

2 改正内容

- 国家戦略特別区域法に基づく特例措置である「地域限定保育士制度」を一般制度化し、特定の都道府県又は指定都市においてのみ保育士と同様に業務を行うことができる資格制度を見童福祉法上に創設する。
 - 都道府県又は指定都市が地域限定保育士制度を活用しようとするときは、保育士の確保のための措置を講じてもおおその区域内において保育士が不足するおそれが大いことを証する書類等を添付して、「試験実施方法書」により内閣総理大臣に申請する。
 - 内閣総理大臣は、地域限定保育士としての必要な知識及び技能を判定する試験として適当であることを確認の上、「試験実施方法書」を認定（※1）、認定を受けた都道府県等が地域限定保育士試験を実施。
- （※1）指定都市が認定を受けるためには、あらかじめ都道府県知事の同意を要することとする。
- 一般社団法人や一般財団法人に限らず、法人一般を指定試験機関として指定できるものとする（※2）。
- （※2）一般社団（財団）法人以外に判定に関する事務を行わせる場合、内閣総理大臣の同意を要することとする。
- 地域限定保育士の登録後3年を経過した者のうち、地域限定保育士として一定の勤務経歴（※3）がある者は、申請によって、全国で働くことのできる通常の保育士の登録が受けられるようにする。
- （※3）1年間の勤務経歴とすることを想定。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)(第14次地方分権一括法)の概要

法改正事項の概要(8事項9法律)

◆ 平成26年から、地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入

◆ 「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和5年12月22日閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備を行うもの

※ 対応方針(抜粋):「法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和6年通常国会に提出することを基本とする。」

基本的考え方

主な経緯等

平成25年
3月 地方分権改革推進本部(本部長:内閣総理大臣)発足

平成26年
4月 地方分権改革に関する提案募集の実施方針 決定
(以後、第5次～第13次 一括法成立)

令和5年
6月下旬 提案団体からのヒアリング
7月中旬 関係府省からの1次ヒアリング
9月上旬 関係府省からの2次ヒアリング
11月16日 地方分権改革有識者会議「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針案」了承
12月22日 地方分権改革推進本部において、「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」決定
同方針を閣議決定

令和6年
3月15日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」閣議決定
6月12日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」可決・成立
6月19日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和6年法律第53号)公布

- ① 里帰り出産等における情報連携の仕組みの構築
(母子保健法)
- ② 幼稚園教諭免許状・保育士資格のいずれか一方のみで幼児保育携帯型認定こども園の保育教諭等とすることができる特例等の期限の延長
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、教育職員免許法)
- ③ 公立学校施設整備費国庫負担事業の対象となる事業の実施期間の延長(2か年度以内→3か年度以内)
(義務教育諸学校の施設費の国庫負担等に関する法律)
- ④ 管理栄養士養成施設卒業者に係る管理栄養士国家試験の受験資格としての栄養士免許取得の不要化
(栄養士法)
- ⑤ オンラインによる獣医師の届出に係る都道府県經由事務の廃止
(獣医師法)
- ⑥ 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用
(建築基準法)
- ⑦ 宅地建物取引業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の見直し
(宅地建物取引業法)
- ⑧ 生産緑地法に基づく買取申出のあった土地に係る公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出の不要化
(公有地の拡大の推進に関する法律)

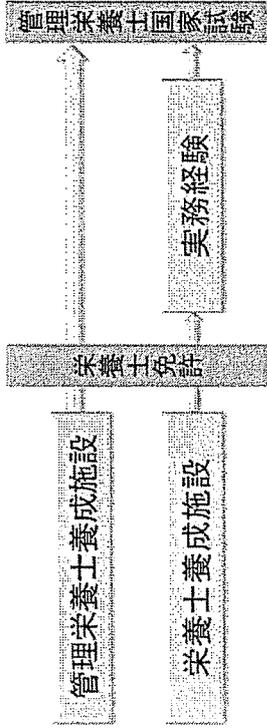
施行期日

- (1) 令和7年4月1日
- (2) (1)により難しい場合 → (1)以外の個別に定める日

管理栄養士国家試験の受験資格として、管理栄養士養成施設卒業者に係る栄養士免許取得の不要化（栄養士法）

施行日：令和7年4月1日

○管理栄養士養成施設卒業者※は、管理栄養士国家試験の受験資格を満たすために、栄養士免許を取得する必要がある。

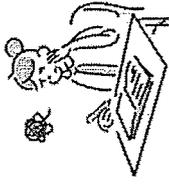


※管理栄養士養成施設卒業見込者を含む。以下同じ。

現 行

支障

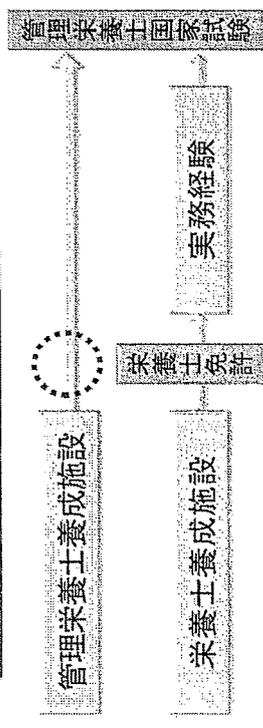
○管理栄養士養成施設卒業者にとつては、受験資格として栄養士免許を取得する必要があり、その申請手続や申請手数料の支払いが負担となっている。



○都道府県にとっては、受験資格を満たすために栄養士免許の交付等を行わなければならない、負担となっている。



○管理栄養士養成施設卒業者については、管理栄養士国家試験の受験資格として栄養士免許を取得することを不要とする※。

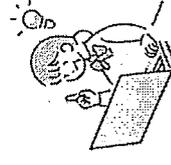


※栄養士養成施設卒業者は、管理栄養士国家試験の受験資格として実務経験を経る必要があるため、栄養士免許を取得する必要はある。

見 直 し 後

効果

○管理栄養士養成施設卒業者は、管理栄養士国家試験の受験資格を満たすために栄養士免許の取得を行う必要がなくなり、負担が軽減される。



○都道府県は、管理栄養士養成施設卒業者に対して、受験資格を満たすための栄養士免許の交付等を行う必要がなくなり、負担が軽減される。



議案第64号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和8年3月10日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第四号）の一部を次
 三重県教育委員会規則

のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|---------------------------|------|---------------|---------------------------|------|---------------|
| 別表第一（第一条の三関係） 調整基本額表 | | | 別表第一（第一条の三関係） 調整基本額表 | | |
| 給料表 | 職務の級 | 調整基本額 | 給料表 | 職務の級 | 調整基本額 |
| 高等学校等教育職給料表 | (略) | (略) | 高等学校等教育職給料表 | (略) | (略) |
| | 四級 | <u>一三三〇〇円</u> | | 四級 | <u>一三一〇〇円</u> |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 別表第一の二（第一条の三関係） 調整基本額表 | | | 別表第一の二（第一条の三関係） 調整基本額表 | | |
| 給料表 | 職務の級 | 調整基本額 | 給料表 | 職務の級 | 調整基本額 |
| 高等学校等教育職給料表 | (略) | (略) | 高等学校等教育職給料表 | (略) | (略) |
| | 四級 | <u>一一六〇〇円</u> | | 四級 | <u>一一五〇〇円</u> |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の規定は、令和八年一月一日から適用する。
- 改正後の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の規定（以下この項において「新規則の規定」という。）を適用する場合においては、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）及び改正前の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、新規則の規定による給与の内払とみなす。

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

公立学校職員の給与に関する条例の一部改正等に伴い、給料の調整額に係る調整基本額を改正する。

2 改正内容

高等学校等教育職給料表の4級の職員に対する給料の調整額に係る調整基本額を以下のとおり改める。

- | | |
|-------------------|----------------------|
| (1) (2) の職員以外の職員 | 13,300円 (改正前13,100円) |
| (2) 定年前再任用短時間勤務職員 | 12,600円 (改正前12,500円) |

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和8年1月1日から適用する。

【参考】 給料の調整額について

特別支援学校の教育職員及び小中学校の特別支援学級等を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする教育職員に支給される。

＜支給額＞ 調整基本額×1

※上記の額が給料月額 $の4.5\%$ を超えるときは、給料月額 $の4.5\%$ に相当する額

報告 1

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の字句訂正について

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の字句訂正について、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 3 月 1 0 日提出

三重県教育委員会事務局
福利・給与課長

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 の字句訂正について

1 概要

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（令和7年12月24日三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第17号）について、正誤により字句の訂正を行うものである。

2 訂正の必要性

本改正規則により、特殊勤務手当として船員作業手当を新設し、その対象者および対象業務を規則本文で定め、規則別表で支給額を定めた。しかし、規則別表の「一 総トン数が20トン以上の船舶」に関する支給対象者の文言には、本来含めるべき生徒指導を行う教育職員が入っていないことが判明した。

（参考：訂正前の別表）

| 職 | 規則第10条第2項第4号イに規定する者 | 規則第10条第2項第4号ロ及びハに規定する者 | 規則第10条第2項第4号ニに規定する者 |
|-----|---------------------|------------------------|---------------------|
| 第1区 | 1,410円 | 1,090円 | 910円 |
| 第2区 | 2,120円 | 1,640円 | 1,370円 |
| 第3区 | 2,650円 | 2,050円 | 1,710円 |
| 第4区 | 3,980円 | 3,080円 | 2,570円 |

規則第10条第2項第4号イに規定する者 : 船長、機関長

規則第10条第2項第4号ロ及びハに規定する者 : 通信長等船員

規則第10条第2項第4号ニに規定する者 : 船員以外の乗務員（部員）

3 字句の訂正

別表の職欄に記述誤りがあったため、正誤により訂正し、三重県公報に掲載する。掲載により訂正は令和8年1月1日付で遡及され、当該期間に支給対象となる教育職員に対して手当を支給できるようになる。

4 今後の対応

今回の事態を重く受け止め、同様の見落としや誤りが再発しないよう複数名で慎重に確認作業を行う。

(参考) 正誤を反映した後の規則別表 (第 21 条関係)

別表 (第二十一条関係)

一 総トン数が二十トン以上の船舶

| 職 | 第一区 | 第二区 | 第三区 | 第四区 |
|--|-------|--------|---------|---------|
| 規則第十条第二項第四号イに規定する者 | 千四百十円 | 二千二百十円 | 二千六百五十円 | 三千九百八十円 |
| 規則第十条第二項第四号ロ及びハに規定する者並びに水産に關する学科を置く高等学校の教育職員 | | 千六百四十円 | 二千五十円 | 三千八十円 |
| 規則第十条第二項第四号ニに規定する者 | 九百十円 | 千三百七十円 | 千七百十円 | 二千五百七十円 |